

平成27年12月1日
事務連絡

農林水産物等輸出促進全国協議会会員 各位

農林水産省食料産業局輸出促進課長

諸外国・地域の食品の輸入規制の撤廃・緩和に向けた対応について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、日本産農林水産物・食品の輸出促進に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う諸外国・地域による日本産農林水産物・食品（以下「食品等」という。）の輸入規制につきましては、現在、政府を挙げて、当該輸入規制を講じている国・地域に対し、その撤廃・緩和を強く働きかけているところです。

このような中で、輸入停止対象の食品等（別添の赤字部分参照）が誤って輸出される事案が仮に発生すれば、場合によっては輸出先の国・地域の側が当該事案を日本側の不手際として大きく取り上げ、結果的に輸入規制の撤廃・緩和を遅らせる原因ともなり得ると懸念しております。

このため、貴協議会におかれましては、傘下並びに関係する食品や農林水産物の関連団体及び企業等に対し、下記について御周知いただきますよう御協力よろしくお願い申し上げます。

記

1. 食品等の輸出については、①仕向先（国内・国外）、②輸出先の輸入規制措置、特に輸入停止対象産地・品目、③輸出証明書を含む通関関連書類等についての確認が必要であること。
2. 輸入停止品目が誤って輸出される事案の発生は、結果的に輸入規制の撤廃・緩和を遅らせる原因ともなり得ること。
3. 食品等の輸出について業務を委託する場合には、上記1及び2について委託元・委託先と共に十分な認識を持ち適切に対応する必要があること。

以上

(参考) 原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制 (重点4か国・地域)

国・地域	対象県	品目	規制内容
香港	福島、茨城、栃木、群馬、千葉(5県)	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入停止
		食肉(卵を含む)、水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求
	5県以外	加工食品 全ての食品	香港にてサンプル検査
台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉(5県)	全ての食品(酒類を除く)	輸入停止
	5県以外	全ての食品(酒類を除く)	産地証明書 ①政府(地方公共団体を含む) (植物検疫証明書、自由販売証明書、衛生証明書等も可) ②政府が授権した機関(商工会議所等) ③業者等が公的機関に確認を受ける
		野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフード	台湾にて全ロット検査
		加工食品	台湾にてサンプル検査
	岩手、宮城、東京、愛媛	水産物	検査機関が発行する放射性物質検査報告書
	宮城、埼玉、東京	乳幼児用食品、乳製品、キャンディー、ビスケット、穀類調製品等	①中央主管機関が公表 ②その他日本の政府の認証 ③国際認証機関の認証
東京、静岡、愛知、大阪	茶類産品		
中国	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野(10都県)	全ての食品、飼料	輸入停止
	10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品	政府作成の放射性物質検査証明書及び産地証明書を要求
		水産物	上記に加え、中国輸入業者に産地・輸送経路を記した検疫許可申請を要求
	その他の食品・飼料	政府作成の産地証明書を要求	

国・地域	対象県	品目	規制内容
韓国	青森	きのこ類、全ての水産物	輸入停止
	岩手	きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、大豆、そば、全ての水産物	
	福島	ほうれんそう、かきな等、かぶ、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、小豆、大豆、米、原乳、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、わさび、たらのめ、こしあぶら、ぜんまい、わらび、ウド、全ての水産物、飼料	
	宮城	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、たらのめ、こしあぶら、ぜんまい、大豆、そば、米、全ての水産物	
	群馬	ほうれんそう、かきな、きのこ類、茶、全ての水産物、飼料	
	栃木	ほうれんそう、かきな、栗、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらのめ、ぜんまい、わらび、全ての水産物、飼料	
	埼玉	きのこ類	
	茨城	ほうれんそう、かきな等、パセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、全ての水産物、飼料	
	千葉	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、茶、全ての水産物	
	神奈川	茶	
	山梨	きのこ類	
	長野	きのこ類、こしあぶら	
	静岡	きのこ類	
		8都道県(北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島)	
	13都県(宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡)	その他の食品	
	12都道県(北海道、青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島)	養魚用飼料及び魚粉	
	9県(青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡)	その他の飼料(牛、馬、豚、家禽等)	
	上記以外の地域	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求